

香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 国の定める公定価格等により食材価格の高騰分を利用者に転嫁できない中であつても、入院患者や施設入所者等に食事を提供しながら運営を継続している医療・福祉施設等を対象として香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金(以下「応援金」という。)を予算の範囲内において支給することとし、応援金の支給に関しては香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 応援金の支給の対象となる者は、令和7年6月1日及び第6条に規定する申請の日において、別表の中欄に掲げる施設区分(支給対象施設・サービス種別)に定める事業のいずれかを行っており、また、令和8年3月31日までに事業を休止・廃止する予定でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 県税に滞納がある者
- (3) 前2号に定めるもののほか、応援金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めた者

(支給対象施設・サービス)

第3条 応援金の支給の対象となる施設・サービスは、別表の中欄に掲げる施設区分(支給対象施設・サービス種別)のうち、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 香川県内に所在すること。
- (2) 令和7年6月1日及び第6条に規定する申請の日において、休止していないこと。
また、令和8年3月31日までに休止・廃止する予定でないこと。
- (3) 国若しくは地方公共団体が設置し、運営する施設(香川県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年香川県条例第48号)第1条第1項に規定する病院を除く。)又は前条第2項各号に掲げる者が設置する施設でないこと。

(支給額)

第4条 応援金の支給額は、別表の中欄に掲げる施設区分(支給対象施設・サービス種別)に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(支給回数)

第5条 応援金の支給は、1施設につき1回とする。

(申請)

第6条 応援金の支給を受けようとする者は、香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金申請書(第1号様式)に別途知事が定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に

提出しなければならない。なお、電子申請により申請を行う場合は、同申請書によらなくともよいこととする。

(支給決定)

第7条 知事は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を施設ごとに審査し、支給を決定したときは香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金支給決定通知書(第2号様式)により、支給しないことを決定したときは香川県医療・福祉施設食材価格高騰対策応援金不支給決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知する。

(支給決定の取消し)

第8条 知事は、前条の規定により支給決定を受けた者(以下「支給対象事業者」という。)が偽りその他不正の手段により支給決定を受けた場合は、前条の規定による支給決定の取消し又は変更をすることができる。

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨を当該支給対象事業者に通知する。

(応援金の返還)

第9条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に応援金を支給しているときは、期限を定めて、その部分について支給した額の返還を支給対象事業者に命ずるものとする。

(加算金)

第10条 前条の規定により応援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る応援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた応援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により応援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられたものとする。

3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第11条 第9条の規定により応援金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた応援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(関係書類の保管)

第 12 条 応援金の支給を受けた者は、申請に係る関係書類を整理し、応援金の支給年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月 29 日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

単位：千円

種別	施設区分（支給対象施設・サービス種別）（※1）	支給単価
医療施設等	病院、有床診療所（保険医療機関に限る。）	10×許可病床数 （※2）
児童福祉施設等	〔入所系〕 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム	10×定員数 （※3）
	〔その他〕 里親（実際に委託を受けている世帯に限る。）	
障害福祉施設・事業所等	〔入所系〕 施設入所支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関	
高齢者福祉施設・事業所等	〔入所系〕 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護（空床利用型は除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（B型は除く。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
救護施設	〔入所系〕 救護施設	

※1 法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。

※2 令和7年6月1日現在の許可病床数とする。

※3 令和7年6月1日現在の定員数とする。

ただし、一部又は全部が許可病床数に含まれている場合は、その部分を除いた数を定員数とみなす。

また、里親については、養育している委託児童数を定員数とみなす。